



令和5年4月12日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

シンガポールにおけるJTrust Asia Pte.Ltd.による Group Lease Holdings Pte.Ltd.に対する損害賠償請求の判決について

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease Holdings Pte.Ltd. (以下 GLH) に対して、日本の上場企業である J Trust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) が提起した損害賠償請求の判決がくだされました。

本件について令和5年4月11日にGLHの親会社にあたり、当社グループ持分法適用関連会社である Group Lease PCL (GL) がタイ証券取引所に開示文書を提出いたしましたので以下に翻訳してお知らせいたします。当社は既に同じく4月11日財務的インパクト等は限定的な旨、皆様にお知らせしておりますが、GLも同じ見解であり、このことが確認されたものと考えております。

(以下 GL 開示文書の日本語訳)

シンガポールにおける JTrust Asia Pte.Ltd. による Group Lease Holdings Pte.Ltd. に対する損害賠償請求の判決について

本件は、JTrust Asia Pte.Ltd. (以下、JTA) が Group Lease PCL (以下、GL または当社) の完全子会社である Group Lease Holdings Pte.Ltd. (以下、GLH) に対して、第2回投資契約において2021年8月21日を期限とする支払いが行われなかったとして、シンガポール共和国の裁判所に124,474,854米ドルの損害賠償請求を提起しました。一方、当社は2021年7月30日に当該第2回投資契約を終了したとしていました。

2023年4月10日、シンガポール高等裁判所は、124,474,854米ドル(4,283百万タイバーツ相当)及び判決が確定するまでの期間における利息(年利5.33%)をGLH及びその他の被告に対し

て共同にて支払いを命じる判決を下しました。今回損害賠償として支払いが命じられた金額に関して、当社は既に未払(負債)として計上済みであることから、更なる財務的なインパクトは限定的と考えております。上記のように本判決に関する転換社債について当社は既に負債として計上しておりますが、各国の法律専門家等との協議を進めており、法的対抗手段の可能性も含めて検討しております。当社がSETを通じて2021年8月20日発表しております通り、GLHが保有する資産については当社によって貸付債権に対応する担保として保全されております。それにより、当該貸付による返済がGLHから当社に実行されることは確実であり、そのことは当社株主に有益であると考えております。

本件、公表すべき事項があり次第、速やかにお知らせいたします。

以 上